

# 居宅サービス事業等に関する設備等の留意点について

令和5年9月28日

つくば市福祉部高齢福祉課計画・施設係

各居宅サービス等の「指定申請の手引き」に記載のある設備基準を遵守する他、下記のケースに該当する場合、留意すべき事項をまとめました。

居宅サービス事業所等を利用する高齢者が安心・安全にサービスの提供を受けられるよう、適正に事業所の環境整備をしていただきますようお願いいたします。

## 1. マンションやアパート、テナントの区画を事業所とする場合

- ・原則として専用区画内に必要な設備、備品を設置してください。
- ・トイレや洗面所(手指洗浄)が共用部分にあり、不特定の人が使用する場合には、衛生管理上、特に注意が必要です。感染症予防等の対策を講じてください。  
※通所系サービスでは、必ず専用区画内に必要な設備が設置されていること。
- ・共用部分(玄関、廊下、エレベーター等)を通らないと行き来できない2区画での事業は出来ません。  
※区画間を専用ドア等で行き来できる場合は、同一区画とみなす。

## 2. 自宅の一部を事業所とする場合

- ・プライバシーの保護や衛生管理の観点から、生活スペースと事業所スペースを分けてください。(玄関、廊下、階段、トイレ等を共用することはサービス提供に支障がありますので、それぞれ設置してください。)
- ・自宅所有者と事業者との間で、賃貸借契約又は使用貸借契約の締結が必要です。
- ・営業時間帯は事業所の専有となり、家族等が使用することはできなくなります。

## 3. 事業所を2階以上に設置する場合

- ・介助が必要な高齢者や車イス使用者の来所に対応できるような配慮が必要です。(エレベーターや階段昇降機の設置等)

## 4. 事業所内に段差がある場合

- ・段差については、解消することが原則です。(食堂・機能訓練室から他の場所に移動するための通路としてのスロープ部分は面積算入できません。)
- ・段差を利用して機能訓練を行うことを予定されている場合は、どのような機能訓練を行うのかを、具体的かつ詳細に記載した書面の提出をお願いします。